平成３０年（フ）第８９号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番１―302号
債務者　道垣内健太郎
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７８号
釧路市愛国東１丁目18番３号　ファミールⅣＤ号室
債務者　土岐まゆ美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９号
青森県上北郡おいらせ町上明堂72番地３　コーポ川村Ｃ７号室
債務者　高橋　　綾
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第２８号
岩手県滝沢市鵜飼外久保23番地５、旧住所岩手県滝沢市鵜飼迫135番地１　ファミリーハウスⅡＣ号
債務者　兼平　明香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５号
山形県酒田市あきほ町655番地の３　あきほ壺番館１Ｂ号
債務者　品川　俊夫
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第６号
山形県酒田市あきほ町655番地の３　あきほ壺番館１Ｂ号
債務者　品川　俊秀
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１２１２号
埼玉県蕨市中央７丁目26番５号　コーポ白百合２Ｆ
債務者　比嘉　　学
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７９号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目51番地　メゾン藤ノ木坂Ｂ―201号
債務者　長谷川友希
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２６号
さいたま市南区大字大谷口746番地８　ソレイユＢ棟101
債務者　杉山　達也
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２７号
さいたま市南区大字大谷口746番地８　ソレイユＢ棟101
債務者　杉山あゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
さいたま市北区吉野町１丁目409番地17
債務者　濵口　惠保
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
埼玉県草加市北谷２丁目35番19号　パークハイム202号
債務者　丸山　正直
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
埼玉県富士見市大字水子634番地36
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２号
埼玉県川越市神明町49番地１（川越神明町団地３号棟104号室）
債務者　川目香代子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１号
埼玉県川越市的場２丁目11番地７（グローリー的場405号室）
債務者　長谷川未来（旧姓尾越）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金880番地32　コーポ松原101号、前住所埼玉県川越市大字下広谷322番地９
債務者　渡邉　　滿
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７号
岐阜県恵那市山岡町久保原605番地２、従前の住所岐阜県多治見市小泉町８丁目129番地の１　レオパレス小泉102
債務者　熊谷　誠也
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部